

結核に係る定期の健康診断について（別紙）

健康診断実施者は対象者の健康診断を実施した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核に関する事項（胸部X線撮影数等）を嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所へ報告してください。

（注）対象者以外の方が胸部X線撮影等を受けた場合の報告は不要です。

表1 実施者種別ごとの健康診断の対象者、定期及び回数（施行令第12条）

実施者種別	対象者	定期及び回数
1 事業者	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は社会福祉法第2条2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設（表2）において業務に従事する者	毎年度に1回
2 学校の長	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒	入学した年度に1回
3 施設の長	ア. 監獄に収容されている者	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回
	イ. 社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号に規定する施設（表2）に入所している者	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回
4 市町村長	ア. 市町村が管轄する区域内に居住する者のうち、上記対象者（1事業者、2学校の長、3施設の長）以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び下段に掲げる者を除く。）	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度に1回
	イ. 市町村がその市町村がその管轄する区域内における結核の発生状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	市町村が定める定期において市町村が定める回数

表2

※ 社会福祉法 第2条

2 次に掲げる事業を第1種社会福祉事業とする。

1. 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金を収容して生活の扶助を行うことを目的とする施設を営む事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
（救護施設 更生施設）

2. （略）

3. 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを営む事業

4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設を営む事業（施設入所支援を行うとともに施設入所支援以外の施設障害者福祉サービスを行う施設）

5. 削除

6. 売春防止法に規定する婦人保護施設を営む事業

7. （略）

《提出先及び問合わせ先》

〒820-0004

福岡県飯塚市新立岩8-1

嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 感染症係

TEL 0948-21-4972

FAX 0948-24-0186